

作成年月日	平成 25 年 9 月 30 日
作成部局	企画県民部災害対策局消防課

## 兵庫県石油コンビナート等防災計画の修正

石油コンビナート等災害防止法に基づき、県下の石油コンビナート等特別防災区域に係る災害予防、災害応急対策の充実強化を図るため、兵庫県石油コンビナート等防災本部（本部長：知事）が作成し、毎年、必要な修正を行っています。

この度、昨年9月に発生した日本触媒の化学プラント爆発火災事故を踏まえ、同防災計画を以下のとおり修正します。

### 1 計画修正のポイント

- (1) 迅速、的確な通報の徹底
- (2) 化学物質の取扱いに関する教育・訓練等の充実
- (3) 災害時の特定事業所と消防等関係機関の連携強化

### 2 計画修正の概要（主なもの）

- (1) 迅速、的確な通報の徹底（第4章災害情報収集伝達計画）  
特定事業所の設備内容に応じた異常現象（暴走反応）の判断基準の明確化及び消防機関への報告  
特定事業所内の通報経路の簡素化や判断が困難な場合の通報の徹底 等
- (2) 化学物質の取扱いに関する教育・訓練等の充実（第5章災害予防計画）  
特定事業所の従業員等への教育内容に、設備の安全装置や制御方法、取扱い物質の性状に関する事項などを追加  
運転、点検、災害対応等に係る各種マニュアル類の点検充実や訓練等による検証  
防災関係機関の職員への教育内容に、化学プラント等の設備概要や潜在的危険性に関する事項などを追加 等
- (3) 災害時の事業所と消防等関係機関の連携強化（第6章災害応急対策計画）  
特定事業所は災害時の防災関係機関との連携責任者を定め、必要な情報の提供や説明を行う等、密接に連携  
特定事業所は防災関係機関を現場に誘導するためのアクセスポイントを設け、通報時に連絡  
現地指揮本部等において化学物質の性状や影響範囲、施設、設備の概要等の情報共有を徹底 等

石油コンビナート等特別防災区域：4地区(神戸、東播磨、姫路臨海、赤穂)  
特定事業所：石油コンビナート等特別防災区域内で一定量以上の危険物等を取扱・貯蔵する事業所（県下38事業所）

### 《参考》

石油コンビナート等災害の対応イメージ・・・別添資料1のとおり

連携責任者：現地指揮本部で事故関連物質の性状や周辺施設配置など、災害対応に必要な情報を防災関係機関に説明し、綿密な連携を図る者

### 3 防災計画修正までの主な経緯

(1) 化学工場爆発火災事故

日時 平成24年9月29日(土)

場所 姫路臨海地区特別防災区域内の特定事業所

死傷者 死者1名

負傷者36名(重症5名、中等症12名、軽症19名)

(2) 第1回兵庫県石油コンビナート等防災本部員会議

平成24年10月9日開催

爆発火災事故を踏まえた対応方針の決定

(3) 第2回兵庫県石油コンビナート等防災本部員会議

平成25年5月29日開催

防災計画修正に関する方針決定

(4) 平成25年度兵庫県石油コンビナート等防災本部幹事会議の開催

平成25年8月12日開催

兵庫県石油コンビナート等防災計画の修正案検討

(5) 兵庫県石油コンビナート等防災計画の修正決定

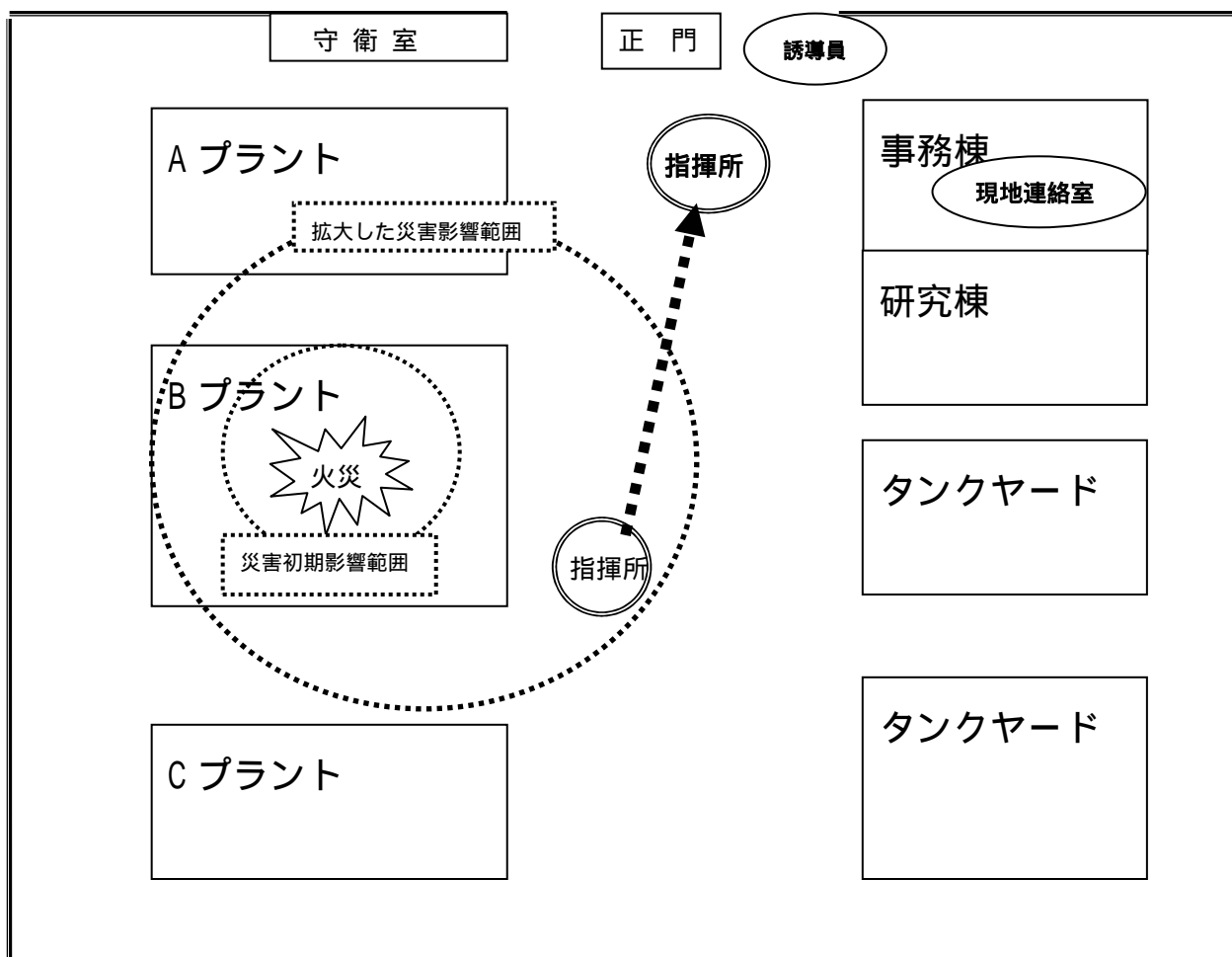
平成25年9月30日

《参考》

兵庫県石油コンビナート等防災本部組織・・・別添資料2のとおり

<問い合わせ先> 災害対策局消防課危険物係 TEL 078-362-9824

別添資料 1 《修正防災計画第 6 章 災害応急対策計画による石油コンビナート等災害の対応イメージ》



**誘導員**

事業所正門付近で待機し、消防機関等を指揮所まで迅速に誘導  
正門付近が危険な場合は別のアクセスポイントを事前連絡

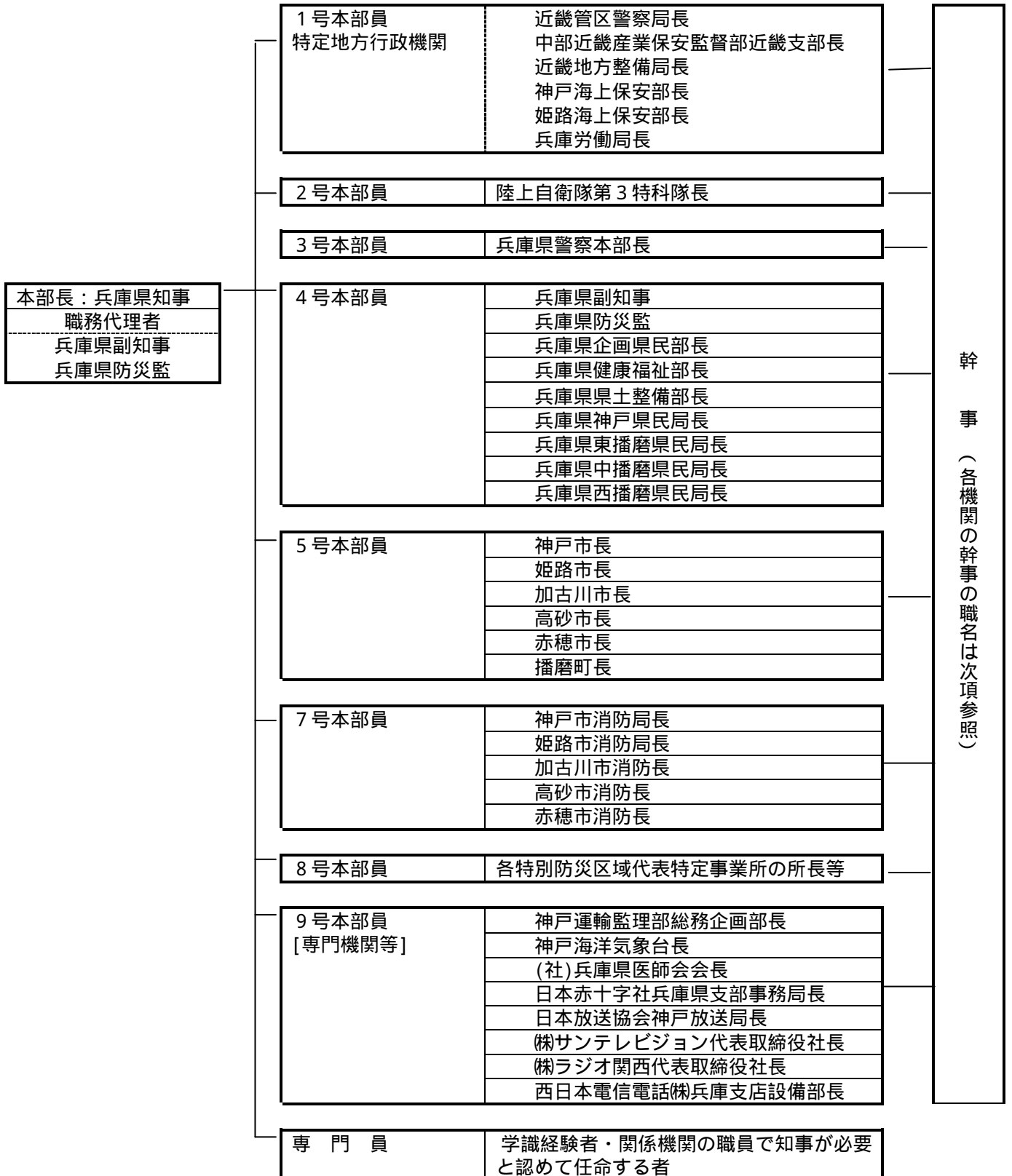
**現地連絡室**

現地に派遣される連絡員等が駐在（事業所会議室等を使用）  
事業所の対策本部等からの情報収集や連絡調整

**指揮所**

災害の状況に応じ、事業所が災害現場付近の安全な場所に設置  
消防等防災関係機関の到着後は**現地指揮本部**と呼称  
**連携責任者**が関係物資の性状や対処方法の留意点、周辺施設状況、災害状況などを説明  
特定事業所及び防災関係機関が情報共有のうえ、役割分担等を調整  
現場の状況を監視し、影響範囲が拡大するおそれが生じた場合は安全な場所へ移設

別添資料2 兵庫県石油コンビナート等防災本部組織



\* 本部長：石災法第28条第2項の定めによる  
 本部長職務代理者：石災法第28条第4項の定めによる  
 本部員：第1号・2号・3号・5号・7号本部員は石災法第28条第5項各号の定めにより職指定、  
 第4号本部員は県職員のうちから知事が指名する者、第8号本部員は特別防災区域ごとの  
 特定事業所の職員のうちから知事が任命する者、第9号本部員は知事が必要と認め任  
 命する者